

「テブコナゾール」「ピリフルキナゾン」「ブプロフェジン」「フロニカミド」「ベンチアバリカルブイソプロピル」「アルドリン及びディルドリン」「4-クロルフェノキシ酢酸」「キンクロラック」「トリデモルフ」「フラムプロップメチル」「イソプロチオラン」「ジノテフラン」「フェノブカルブ」及び「ペルメトリン」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について

下記の農薬等について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項及び第2項に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価依頼農薬等の概要は、別添1のとおりである。また、評価依頼が2回目以降である農薬等について、前回評価依頼時から追加となった各種試験データは別添2のとおりである。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において上記農薬等の食品中の残留基準設定等について検討することとしている。

記

1. テブコナゾール（農薬）
2. ピリフルキナゾン（農薬）
3. ブプロフェジン（農薬）
4. フロニカミド（農薬）
5. ベンチアバリカルブイソプロピル（農薬）
6. アルドリン及びディルドリン（農薬）
7. 4-クロルフェノキシ酢酸（農薬）
8. キンクロラック（農薬）
9. トリデモルフ（農薬）
10. フラムプロップメチル（農薬）
11. イソプロチオラン（農薬及び動物用医薬品）
12. ジノテフラン（農薬及び動物用医薬品）
13. フェノブカルブ（農薬及び動物用医薬品）
14. ペルメトリン（農薬及び動物用医薬品）

テブコナゾール

1. 今回の諮問の経緯

- 平成24年3月8日、農林水産省からの「**農薬取締法に基づく適用拡大**」申請に伴う基準値設定の要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	テブコナゾール (Tebuconazole)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	<p>トリアゾール系の殺菌剤である。</p> <p>脂肪生合成経路中のステロール合成を阻害することにより作用すると考えられている。</p>	
日本における登録状況 (食用)	<p>登録がなされている。</p> <p>適用作物: 小麦(赤かび病等)、りんご(赤星病等)等</p> <p>今回、豆類(種実、ただし、らっかせいを除く)、ばれいしょ、にら、にら(花茎)、いちじくへの適用拡大申請</p> <p>使用方法: 散布等</p>	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI = 0.03 mg/kg 体重/day
	国際基準	大麦、ぶどう等
	諸外国	<p>米国基準: 大麦、核果類等</p> <p>カナダ基準: 小麦、ぶどう等</p> <p>E U 基準: かんきつ、にんじん等</p> <p>豪州基準: 穀類、ぶどう等</p> <p>ニュージーランド基準: 豆類、核果類等</p>
食品安全委員会での評価等	<p>【1】平成18年9月4日及び平成19年2月23日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成19年7月5日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【2】平成23年2月8日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成23年9月8日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p style="text-align: center;">ADI = 0.029 mg/kg 体重/day</p>	

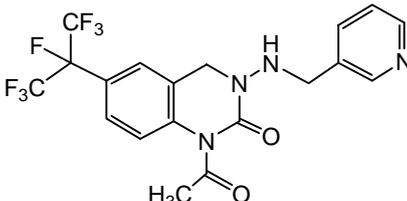
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

ピリフルキナゾン

1. 今回の諮問の経緯

- 平成 24 年 3 月 14 日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	ピリフルキナゾン (Pyrifluquinazon)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	<p>キナゾリン環を有する殺虫剤である。</p> <p>本剤は害虫の摂食行動を制御する神経系または内分泌系へ作用することにより殺虫効果を示すものと考えられている。</p>	
日本における登録状況	<p>登録がなされている。</p> <p>適用作物: トマト(コナジラミ類等)、りんご(アブラムシ類等)、茶(クワシロカイガラムシ等)等</p> <p>今回、だいこん、はくさい、ブロッコリー、ねぎ、アスパラガス、なす、きゅうり、すいか、メロン、小粒核果類、おうとう、マンゴーへの適用拡大申請</p> <p>使用方法: 散布等</p>	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド基準: なし
食品安全委員会での評価等	<p>平成 19 年 12 月 18 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼</p> <p>平成 21 年 7 月 30 日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>ADI = 0.005 mg/kg 体重/day</p>	

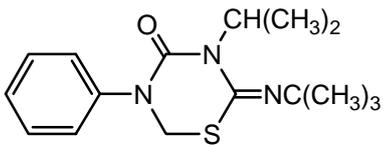
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

ブプロフェジン

1. 今回の諮問の経緯

- 平成 24 年 2 月 17 日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	ブプロフェジン (Buprofezin)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	チアジアジン環を有する殺虫剤である。 幼虫における脱皮異常及び産下卵の不孵化もたらすことにより作用するものと考えられている。	
日本における登録状況	登録がなされている。 適用作物: 稲(ウンカ類幼虫等)、かんきつ(カイガラムシ類幼虫等)、茶(クワシロカイガラムシ若齢幼虫)等 今回、とうがらし類、ネクタリン、うめ、おうとうへの適用拡大申請 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI= 0.009 mg/kg 体重/day
	国際基準	りんご、かんきつ、ぶどう、ネクタリン、トマト、とうがらし類、畜産物等
	諸外国	米 国 基 準: かんきつ、果菜類、葉菜類、畜産物等 E U 基 準: かんきつ、トマト、未成熟豆等 豪 州 基 準: かんきつ、果菜類、レタス、畜産物等 ニュージーランド基準: かんきつ、仁果類、果菜類等
食品安全委員会での評価等	平成 19 年 8 月 21 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 20 年 5 月 15 日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.009 mg/kg 体重/day	

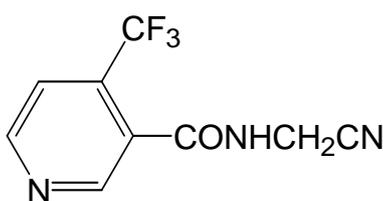
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

フロニカミド

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成23年12月14日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	フロニカミド(Flonicamid)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	ピリジンカルボキシアミド系の殺虫剤である。アブラムシ類等の吸汁害虫の吸汁行動を阻害することにより、殺虫効果を発揮するものと考えられている。	
日本における登録状況(食用)	登録がなされている。 適用作物: トマト(アブラムシ類)、いちご(コナジラミ類)等 今回、小麦、だいず、あずきへの適用拡大申請 使用方法: 散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米 国 基 準: ばれいしょ、りんご、綿等 E U 基 準: ばれいしょ、もも、小麦等
食品安全委員会での評価等	【1】平成16年10月29日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成18年1月19日 食品健康影響評価結果 受理 【2】平成20年2月12日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成20年7月3日 食品健康影響評価結果 受理 【3】平成21年10月27日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成22年9月9日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.073 mg/kg 体重/day	

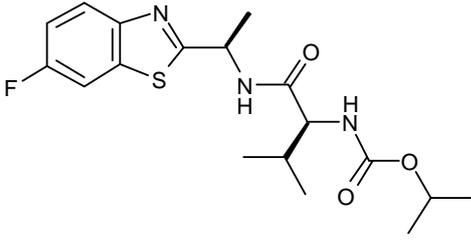
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

ベンチアバリカルブイソプロピル

1. 今回の諮問の経緯

- 平成 24 年 3 月 15 日、農林水産省からの「農薬取締法に基づく適用拡大」申請に伴う基準値設定の要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	ベンチアバリカルブイソプロピル (Benthiavali carb-isopropyl)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	アミノ酸アミドカーバメート系の殺菌剤である。 リン脂質の生合成を阻害することにより作用すると考えられている。	
日本における 登録状況 (食用)	登録がなされている。 適用作物:きゅうり(べと病)、トマト(疫病)、ぶどう(べと病)等 今回、らっきょうへの適用拡大申請	
	使用方法: 散布	
国際機関、 海外での 評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米 国 基 準:ぶどう、トマト等 E U 基 準:ぶどう、トマト等
食品安全委員会 での評価等	【1】 平成 15 年 12 月 25 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 18 年 11 月 16 日 食品健康影響評価結果 受理 【2】 平成 19 年 12 月 18 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 20 年 3 月 13 日 食品健康影響評価結果 受理 【3】 平成 22 年 2 月 22 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 23 年 2 月 10 日 食品健康影響評価結果 受理 ADI =0.069 mg/kg 体重/day	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

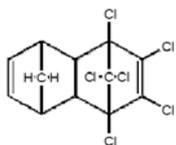
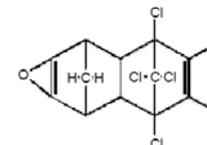
アルドリン及びディルドリン

1. これまでの経緯

・アルドリン及びディルドリンについては、平成 22 年 12 月 10 日付けで、厚生労働大臣より食品安全委員会あてに評価要請を行ったところであるが、形式上、ポジティブリスト導入時に設定した暫定基準値の見直しに係る評価要請のみを行ったこととなっている。

・これらの剤については、ばれいしょを含むいくつかの食品について、暫定基準値の設定前から本基準値が設定されており、平成 22 年 12 月 10 日付けの評価要請では、これらの本基準値の見直しに係る評価要請が行われていない形となっていたため、形式上の誤りを修正するもの。

2. 評価依頼物質の概要

名称	アルドリン(Aldrin)及びディルドリン(Dieldrin)	
構造式		
	アルドリン	ディルドリン
用途	殺虫剤	
作用機構	有機塩素系の殺虫剤である。 GABA受容体に作用し、神経を興奮させることで痙攣を起こし、殺虫効果を示すものと考えられる。	
日本における登録状況(食用)	登録されていない(1975年登録失効)。 (参考)2001年に採択されたPOPs条約により残留性、毒性の面から使用などを中止することとなった物質の一つ。	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	PTDI= 0.0001 mg/kg 体重/日 (アルドリン及びディルドリンの総和として)
	国際基準	うり科野菜、かんきつ類、いも類、畜産物等
	諸外国	カナダ基準: 畜産物等 EU基準: うり科野菜、スパイス類、畜産物等 豪州基準: 畜産物等 ニュージーランド基準: 穀類、かんきつ類、畜産物等
食品安全委員会での評価等	初回	

POPs条約: 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

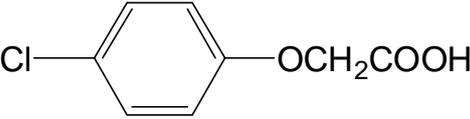
PTDI: 暫定耐用一日摂取量

4-クロルフェノキシ酢酸(4-CPA)

1. 今回の諮問の経緯

・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

名称	4-クロルフェノキシ酢酸(4-CPA)	
構造式		
用途	植物成長調整剤	
作用機構	植物ホルモンであるオーキシシン製剤である。 作用機構は天然の植物ホルモンであるオーキシシンと同様に生理作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	登録がなされている。 適用作物: トマト(着果促進、果実の肥大促進、熟期の促進)、メロン(着果促進)等 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国基準: 緑豆(もやし) カナダ基準: 緑豆(もやし)
食品安全委員会での評価等	初回	

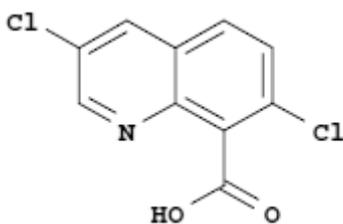
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

キンクロラク

1. 今回の諮問の経緯

・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

名称	キンクロラク(Quinclorac)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	オーキシン活性を示すホルモン型の除草剤である。細胞壁の生合成を阻害することにより、除草効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況(食用)	登録されていない。	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国基準:米、小麦等 カナダ基準:小麦、畜産物類 EU基準:米等
食品安全委員会での評価等	初回	

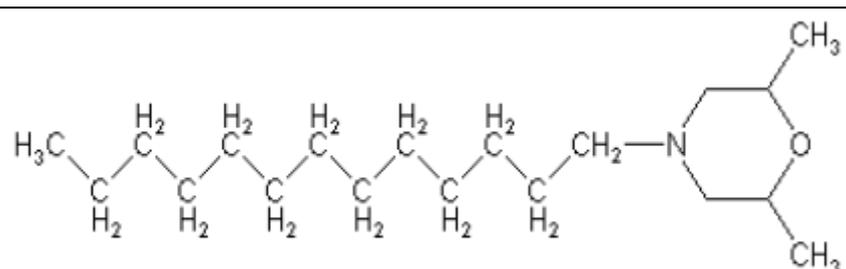
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

トリデモルフ

1. 今回の諮問の経緯

・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

名称	トリデモルフ(Tridemorph)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	モルフォリン系の殺菌剤である。 菌の細胞膜の構成主要成分であるエルゴステロールの生合成を阻害することにより作用すると考えられている。	
日本における登録状況(食用)	登録されていない。	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	EU基準:大麦等 豪州基準:大麦、うり科野菜等
食品安全委員会での評価等	初回	

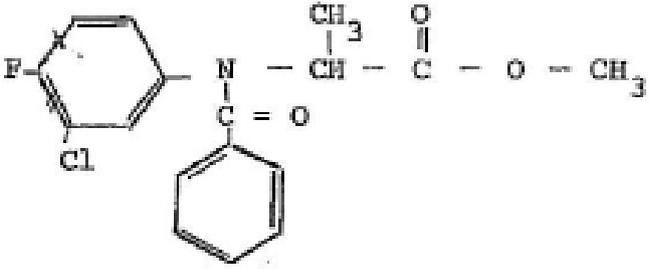
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

フラムプロップメチル

1. 今回の諮問の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

名称	フラムプロップメチル (Flamprop-methyl)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	吸収された後、分裂組織に移行し、除草効果を示すものと考えられている。	
日本における登録状況 (食用)	登録されていない。	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	豪州基準:小麦、豆類等
食品安全委員会での評価等	初回	

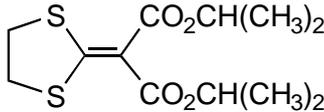
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

イソプロチオラン

1. 今回の諮問の経緯

- 平成 24 年 3 月 8 日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	イソプロチオラン (Isoprothiolane)	
構造式		
用途	殺菌剤／牛の肝疾患用剤	
作用機構	<p>【農薬】ジチオラン環を有する殺菌剤である。本化合物は、いもち病菌のリン脂質生合成を阻害すること、またその感染過程における付着器からの植物体への進入過程を強く阻害することが知られている。</p> <p>【動物用医薬品】牛の肝疾患用剤。肝細胞に作用し、肝臓におけるタンパク質合成を促進することにより、脂質代謝を含めた肝機能を向上させる。</p>	
日本における登録状況	【農薬】登録がなされている。	
	適用作物: 稲(いもち病等)、りんご(白紋羽病等)等	
	今回、かんしょ、おうとうへの適用拡大申請	
	使用方法: 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	JECFA	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド基準: なし
食品安全委員会での評価等	<p>【1】平成 19 年 8 月 21 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 20 年 2 月 28 日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【2】平成 22 年 1 月 4 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 22 年 9 月 16 日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p style="text-align: center;">ADI = 0.1 mg/kg 体重/day</p>	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

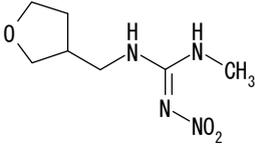
JECFA: FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

ジノテフラン

1. 今回の諮問の経緯

- 平成 24 年 2 月 17 日、農林水産省からの「**農薬取締法に基づく適用拡大**」申請に伴う基準値設定の要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	ジノテフラン (Dinotefuran)	
構造式		
用途	殺虫剤(農薬、動物用医薬品)	
作用機構	テトラヒドロフリルメチル基を有するネオニコチノイド系の殺虫剤である。ニコチン作動性アセチルコリン受容体に結合し、神経の異常興奮を起こすことで殺虫効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況(食用)	【農薬】登録がなされている。 適用作物: 稲(カメムシ類等)、きゅうり(アブラムシ類等)等 今回、未成熟とうもろこし、とうがらし(葉)、まくわうり、しょうが、さやいんげん、りんごへの適用拡大申請	
	使用方法: 散布等	
	【動物用医薬品】承認されている。 畜・鶏舎内及びその周辺のハエの成虫の駆除	
	使用方法: 畜鶏舎内の壁、柱等への噴霧塗布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	JECFA	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米 国 基 準: ばれいしょ、ぶどう等
食品安全委員会での評価等	<p>【1】平成 16 年 4 月 28 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 17 年 6 月 16 日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【2】平成 18 年 9 月 4 日及び平成 18 年 11 月 6 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 19 年 7 月 26 日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【3】平成 22 年 2 月 15 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 22 年 9 月 9 日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p style="text-align: center;">ADI = 0.22 mg/kg 体重/day</p>	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

JECFA: FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

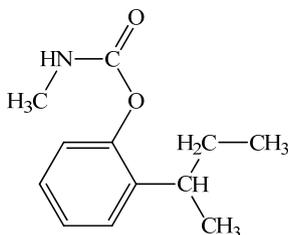
フェノブカルブ

1. 今回の諮問の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

※魚介類への基準値設定に係る評価について、平成 22 年 9 月 24 日付けで、厚生労働大臣より食品安全委員会委員長あて依頼しているところ。

2. 評価依頼物質の概要

名称	フェノブカルブ (Fenobucarb)	
構造式		
用途	殺虫剤(農薬、動物用医薬品)	
作用機構	カーバメート系の殺虫剤である。 コリンエステラーゼを阻害することにより、殺虫効果を示すものと考えられている。	
日本における 登録状況 (食用)	【農薬】 登録がなされている。 適用作物: 稲(ウンカ類等)、小麦(ヒメビウunca)等	
	使用方法: 散布	
	【動物用医薬品】 承認されている。 マダニ、ワグモ、トリサシダニ、アブ、サシバエ、ブタジラミ、動物に寄生するノミ、およびシラミ、畜舎周辺のボウフラなどの防除	
	使用方法: 畜体又は鶏への直接散布等	
国際機関、 海外での 評価状況	JMPR	毒性評価なし
	JECFA	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド基準: なし
食品安全委員会 での評価等	初回	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

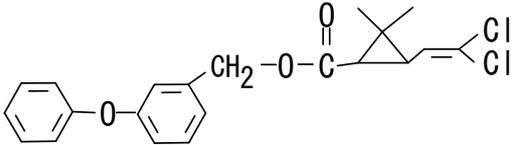
JECFA: FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

ペルメトリン

1. 今回の諮問の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

名称	ペルメトリン (Permethrin)	
構造式		
用途	殺虫剤(農薬、動物用医薬品)	
作用機構	合成ピレスロイド系の殺虫剤である。 末梢又は中枢神経の軸索あるいはシナプスに作用し、反復興奮を起こし殺虫効果を示すものと考えられている。	
日本における登録状況	【農薬】 登録がなされている。 適用作物: トマト(アブラムシ類等)、きゅうり(アブラムシ類等)、りんご(アブラムシ類等)、ぶどう(コガネムシ類等)等	
	使用方法: 散布	
	【動物用医薬品】 承認されている。 家畜・家禽の外部寄生虫及び衛生害虫の駆除、忌避等	
	使用方法: 牛・豚等への直接噴霧等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI= 0.05 mg/kg 体重/day
	JECFA	毒性評価なし
	国際基準	米、キャベツ、レタス等
	諸外国	米 国 基 準: ブロッコリー、キャベツ等 カナダ基準: ブロッコリー、キャベツ等 E U 基 準: 野菜、果実、穀類 豪 州 基 準: 米、ブロッコリー等 ニュージーランド基準: 仁果類、いちご等
食品安全委員会での評価等	初回	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

JECFA: FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

○評価依頼が 2 回目以降の剤に関する追加データリスト

【テブコナゾール】

- ・作物残留試験

【ピリフルキナゾン】

- ・90 日間反復経口投与神経毒性試験(2009 年) Charles River Laboratories[GLP]
- ・ラットの血清中甲状腺関連ホルモン濃度に及ぼす影響に関する試験(2009 年) 日本農薬[GLP]
- ・ラットの血清中黄体形成ホルモン濃度に及ぼす影響に関する試験(2010 年) 日本農薬[GLP]
- ・アンドロゲン受容体の核内移行に及ぼす影響に関する試験(2010 年) 日本農薬[非 GLP]
- ・ヒトアンドロゲン受容体タンパクレベルに及ぼす影響に関する試験(2010 年) 日本農薬[非 GLP]
- ・ラットを用いた T-細胞依存性抗体産生に及ぼす影響に関する試験(2009 年) Covance Laboratories[GLP]
- ・代謝物 NNI-0101-キナゾリンジオンの急性経口毒性試験(2011 年) 日本農薬[GLP]
- ・代謝物 NNI-0101-キナゾリンジオンの復帰突然変異試験(2011 年) ボゾリサーチセンター[GLP]
- ・作物残留試験

【ブプロフェジン】

- ・原体のラットを用いた急性経口毒性試験(1996 年) 日本農薬[GLP]
- ・チャイニーズハムスター培養細胞を用いた染色体異常試験(2006 年) 日本農薬[GLP]
- ・マウスを用いた小核試験(2006 年) 日本農薬[GLP]
- ・ラットを用いた十二指腸潰瘍形成機序解明試験(2008 年) 残留農薬研究所
- ・ラットを用いた十二指腸潰瘍形成機序解明試験(2009 年) 残留農薬研究所
- ・ラットを用いた甲状腺肥大解明試験(2009 年) 日本農薬
- ・原体混在物 BTU の細菌を用いた復帰突然変異試験(2007 年) 日本農薬[GLP]
- ・原体混在物 σ -CL の細菌を用いた復帰突然変異試験(2007 年) 日本農薬[GLP]
- ・原体混在物 p -CL の細菌を用いた復帰突然変異試験(2007 年) 日本農薬[GLP]
- ・原体混在物 DIP の細菌を用いた復帰突然変異試験(2007 年) 日本農薬[GLP]
- ・代謝物 F のラットを用いた急性経口毒性試験(2008 年) 日本農薬[GLP]
- ・代謝物 G のラットを用いた急性経口毒性試験(2008 年) 日本農薬[GLP]
- ・代謝物 J のラットを用いた急性経口毒性試験(2008 年) 日本農薬[GLP]
- ・代謝物 O のラットを用いた急性経口毒性試験(2008 年) 日本農薬[GLP]
- ・代謝物 P のラットを用いた急性経口毒性試験(2004 年) 日本農薬[GLP]
- ・代謝物 Q のラットを用いた急性経口毒性試験(2004 年) 日本農薬[GLP]
- ・代謝物 O のラットを用いた 28 日間反復経口投与毒性試験(2008 年) 日本農薬[GLP]
- ・代謝物 P のラットを用いた 28 日間反復経口投与毒性試験(2009 年) 日本農薬[GLP]
- ・代謝物 Q のラットを用いた 28 日間反復経口投与毒性試験(2008 年) 日本農薬[GLP]
- ・代謝物 F の細菌を用いた復帰突然変異試験(2008 年) 日本農薬[GLP]

- ・代謝物 G の細菌を用いた復帰突然変異試験(2008 年) 日本農薬[GLP]
- ・代謝物 J の細菌を用いた復帰突然変異試験(2008 年) 日本農薬[GLP]
- ・代謝物 O の細菌を用いた復帰突然変異試験(2008 年) 日本農薬[GLP]
- ・代謝物 P の細菌を用いた復帰突然変異試験(2004 年) 日本農薬[GLP]
- ・代謝物 Q の細菌を用いた復帰突然変異試験(2004 年) 日本農薬[GLP]
- ・ラットを用いた動物代謝試験(1991 年) Inveresk Research International [GLP]
- ・ラット肝臓ミクロソーム及び雄ラットを用いた動物代謝試験(2008 年) 日本農薬[GLP]
- ・レモンにおける代謝試験(2009 年) 日本農薬[GLP]
- ・出穂期処理による水稻代謝試験(2009 年) 日本農薬[GLP]
- ・作物残留試験

【フロニカミド】

- ・作物残留試験

【ベンチアバリカルブイソプロピル】

- ・作物残留試験

【アルドリン及びディルドリン】

- ・ *The EFSA Journal* (2007) 554.1-48 : Opinion of the Scientific Panel on Plant protection products and their Residues on a request from the Commission on the risks associated with an increase of the MRL for dieldrin on courgettes.
- ・ *The EFSA Journal* (2005) 285, 1 - 43 : OPINION OF THE SCIENTIFIC PANEL ON CONTAMINANTS IN THE FOOD CHAIN ON A REQUEST FROM THE COMMISSION RELATED TO ALDRIN AND DIELDRIN AS UNDESIRABLE SUBSTANCE IN ANIMAL FEED

【イソプロチオラン】

- ・ラットを用いた急性経口毒性試験(2010 年) ボゾリサーチセンター[GLP]
- ・ラットを用いた急性経皮毒性試験(2010 年) ボゾリサーチセンター[GLP]
- ・ウサギを用いた皮膚刺激性試験(2010 年) ボゾリサーチセンター[GLP]
- ・ウサギを用いた眼刺激性試験(2010 年) ボゾリサーチセンター[GLP]
- ・モルモットを用いた皮膚感作性試験(2010 年) ボゾリサーチセンター[GLP]
- ・作物残留試験

【ジノテフラン】

- ・作物残留試験